

「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法施行規則（案）について」に関するご意見
募集に対して寄せられたご意見について

平成 23 年 12 月 22 日
厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課

標記につきましては、平成 23 年 12 月 9 日から平成 23 年 12 月 15 日までインターネットのホームページを通じてご意見を募集したところ、2 件のご意見をいただきました。

お寄せいただいたご意見とそれらに対する考え方につきまして以下のとおりご報告いたします。

とりまとめの都合上、いただいたご意見は適宜集約し、また、パブリックコメントの対象でない事項に関するご質問等も寄せられましたが、パブリックコメントの対象となる事項に限って考え方を示させていただきますのでご了承ください。

No.	ご意見等の内容	ご意見等に対する考え方
1	提出書類については、被災地の混乱した状況や被災加入者の負担軽減の観点から、簡素化し、また、被災加入者の手続きが容易になるように具体的に必要となる書類や入手方法について例示すべきである。	今回の特例は、震災によって退職等を余儀なくされ生活が困難となっているなど一定の要件を満たす方に中途脱退要件を緩和するものです。提出書類は、そのような要件を最低限確認することができる書類の提出を求めているものです。被災者の方の負担の軽減の観点から、柔軟に対応したいと考えており、具体的な書類の例示は別途通知によって示す予定です。
2	改正内容（２）③、④に定める書類について、事業所が倒産等により存在しないケースなどでは、事業所経由では当該書類の入手はほぼ不可能である。	（２）③、④に定める書類について、事業所が倒産等により存在しない場合には、事業主により退職事由証明書だけでなく、雇用保険受給資格者証の退職理由が「解雇（１Ａ）」又は「天災等の理由により事業の継続が不可能となったことによる解雇（１Ｂ）」に該当する場合も可能とする予定です。